

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

(厚生労働省7(Ⅶ－1－3))

政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WG（第17回）	資料 1－1
令和7年2月26日	

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-3) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 金原 辰夫
施策の概要	【包括的な支援体制の整備】 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第6条第3項に基づき、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。					
	【ひきこもり支援の推進】 ・ 支援を必要とする方がより身近なところで相談し支援につなげることができるよう、令和4年度より「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を市町村に拡充するとともに、「ひきこもり支援ステーション事業」を開始。また、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて任意に事業を選択して実施する「ひきこもりサポート事業」も開始。 ※「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」では、ひきこもり状態にある本人及びその家族に対する相談支援事業、居場所づくり事業及び連絡協議会・ネットワークづくり事業等を実施。 ・ 国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修の充実を図るとともに、支援者支援を推進する。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。					
施策を取り巻く現状	【包括的な支援体制の整備】 ・令和3年度から新たに重層的支援体制整備事業を開始するとともに、重層的支援体制整備事業への移行準備の支援を行う事業や、都道府県が行う後方支援事業の実施により、市町村の包括的な支援体制の整備を推進している。 (※)包括的な支援体制の整備の手法の一つである重層的支援体制整備事業の実施市町村数： 令和3年度:42市町村 → 令和7年度:473市町村(予定)					
	【ひきこもり支援の推進】 ・ 令和5年3月に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある方は、50人に一人との調査結果がでており、従来の調査結果と比較して増加しており、社会的孤立の拡大が懸念される。 ・ ひきこもり地域支援センター等における相談は、相談窓口の拡充に伴い、相談件数・相談実人数ともに増加傾向がみられ、また、相談者の年齢は10代から50代以上まで幅広く分布している。 ・ 自治体におけるひきこもり支援窓口の明確化や、ひきこもり支援推進事業の拡充などにより、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援に携わる職員は急激に増加している背景がある。ひきこもり支援に携わる職員の中には、手探りで支援に取り組み、困難な対応等により疲弊している状況に陥っている事例もあるため、ひきこもり状態にある本人やその家族が置かれた複雑な状況や心情を理解したうえで、一人ひとりに適切な支援が実施できるよう、ひきこもり支援に携わる職員の質の担保を図るとともにサポートする必要がある。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、すべての市町村(全1,741市町村)において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指している。毎年、取組実績として自治体数は増加傾向にあるものの、令和6年4月1日時点で、中核機関(※1)を整備した市町村数は1,187(68.2%)、市町村計画(※2)の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数は1,358(78.0%)である。なお、人口規模が1万人未満の529自治体では、中核機関の整備は291(55.0%)、市町村計画の策定は326(61.6%)となっており、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況にある。 ※1)権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制 ※2)成年後見制度利用促進法に基づき、各市町村が策定(努力義務)する成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画					
	【地域共生社会の在り方検討会議の実施】 ・ 地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について、検討することを目的として、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施している。					
施策実現のための課題	1	・ 社会福祉法第106条の3に基づき、市町村は包括的な支援体制の整備に努めることとされており、引き続きその整備の推進のために必要な助言、情報の提供その他の援助を行う必要がある。				
	2	・ ひきこもりに至った背景については、様々な社会的要因によるものであり、その背景や置かれた状況が様々であることから、ひきこもりは社会全体の課題として捉えるとともに、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援が可能となるよう支援体制を充実させていく必要がある。				
	3	・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備を推進すべく、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標			達成目標の設定理由		
	目標1	国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。		地域共生社会(※)の実現のためには、包括的な支援体制を整備することが有効だと考えられるため。 (※)以下の2つの視点からなる「地域共生社会」の実現 ・生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会		
	(課題1)					
	目標2	ひきこもり状態にある方やその家族を孤立させず、相談しやすい環境づくりを促進するため、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置の推進など支援体制を充実する。		ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けられるようにするために、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションを設置し、支援体制整備を推進する必要があるため。		
	(課題2)					
	目標3	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。		全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。		
	(課題3)					

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
①	重層的支援体制整備事業の実施自治体数 (アウトプット)	-	-	対前年度比で増加	毎年度	42市町村	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	包括的な支援体制の整備を行うにあたり、重層的支援体制整備事業の実施が必要であると判断した市町村が、円滑に事業開始できるよう支援することが重要であるため。	目標値を「対前年度比で増加」とする理由 ： 重層的支援体制整備事業の実施の要否は、市町村により判断されるものであり、国において実施市町村数に係る統一的な目標を設定することは困難であるため。		
						42市町村	134市町村	189市町村						
2	重層的支援体制整備事業のプラン策定件数 (アウトカム)	-	-	12,521件	令和7年度	-	-	1,890件	9,159件	12,521件	重層的支援会議において、支援プランを策定する過程を通じ、介護、障害、子ども・子育て・生活困窮分野の相談窓口間の連携体制を構築・強化することが重要であるため。	令和7年度に事業を実施する市町村において、平均26程度のプラン策定を想定。		
						-	-	5,002件						
3	重層的支援体制構築推進人材養成事業における研修の参加自治体数 (アウトプット)	-	-	89自治体	令和7年度	-	-	-	-	89自治体	包括的な支援体制の整備主体となる市町村及びその支援を行う都道府県に対し、同体制の整備にあたり踏むべきプロセス等に係る研修を行い、同体制の整備を促進することが重要であるため。 【※本指標は令和7年度から】	都道府県・市町村(1788箇所)のうち、5%程度の参加を想定。		
						-	-	-						
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(1)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	32,238百万円	54,281百万円		1,2	・重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 ・ 具体的には、以下を行う。 ①地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ②地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ③地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ④地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ⑤複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。							005722	
		31,335百万円												
(2)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和3年度)	2,760百万円	1,010百万円		1	・令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。 ・具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。							020032	
		2,509百万円												
(3)	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業(令和3年度)	142百万円	155百万円		1	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。							020032	
		157百万円												
(4)	重層的支援体制構築推進人材養成事業(令和2年度)	27百万円	30百万円		3	・ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体の担当者や相談支援包括化推進員等向けに、国主催による研修を行い、地域共生社会の推進に向けた動向や方向性について情報提供をするとともに、全国的なネットワークづくりを図ることを目的としている。 ・ 具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体向けに、以下の事業を行うもの。 ① 地域共生社会の推進に向けた基本的な考え方や理念の共有 ② 全国的な取組の状況や先駆的な取組事例等の情報提供 ③ 自治体同士のつながりづくりや、取組内容(取組事例)を共有する機会の提供 等							002732	
		17百万円												

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○4	ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーション事業の実施自治体数(アウトプット)	—	—	前年度比増	令和7年度	—	167自治体	172自治体	192自治体	前年度比増	令和4年4月より、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充。また、ひきこもり支援ステーションを創設し、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指すため、自治体での設置数を測定指標とした。 (参考: 令和5年度実績内訳) ・ひきこもり地域支援センター: 99自治体 ・ひきこもり支援ステーション: 93自治体		令和4年度以降、それまで都道府県・指定都市に整備してきたひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションについて、基礎自治体への設置を推奨しており、市町村におけるひこもり支援体制整備数の増加自体が目標である。ただし、専門の相談窓口を設置する事業の要否は、地域のニーズや社会資源の多寡等を踏まえ、市町村により判断されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加を目標値とする。	
						—	172自治体	192自治体						
5	ひきこもり地域支援センター等による居場所の設置数(アウトプット)	—	—	前年度比増	令和7年度	—	—	708自治体	715自治体	前年度比増	当事者やその家族が、地域で孤立しないよう社会とつながり続けることができ、自己肯定感が高められる居場所づくりを目指すため、自治体での設置数を測定指標とした。		ひきこもり支援における居場所づくりについて、各自治体への設置を推奨しており、各自治体における居場所設置数の増加自体が目標である。ただし、当事業の実施の要否は、地域のニーズや社会資源の多寡等を踏まえ、市町村により判断されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加を目標値とする。	
						681自治体	708自治体	715自治体						
6	ひきこもり地域支援センター等によるひきこもり支援従事者養成研修の実施数(アウトプット)	—	—	前年度比増	令和7年度	—	—	78自治体	78自治体	前年度比増	全国において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり地域支援センター等において、自治体職員やひきこもり地域支援センター職員だけでなく、関係機関職員、地域関係者等のひきこもり支援に携わる方を対象にひきこもり支援者養成研修を実施しているため、研修を実施している自治体数を測定指標とした。		全国におけるひきこもり支援者養成研修において、ひきこもり地域支援センター等を設置している各自治体での研修を推奨しており、研修を実施している自治体数の増加自体が目標である。ただし、当事業の要否は、地域毎に現状の支援体制を踏まえ、市町村により判断されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加を目標値とする。	
						148自治体(全自治体対象)	78自治体(センター等実施自治体対象)	76自治体(センター等実施自治体対象)						
7	ひきこもりサポーターの活動件数(アウトカム)	—	—	前年度比増	令和7年度	—	—	—	—	前年度比増	ひきこもり経験者(ピアサポーター)も活用することで、本人やその家族の気持ちに寄り添った支援が期待されるため、支援現場において重要な役割を担う存在であり、その活動の活性化は、相談体制の充実をはじめ、ひきこもり状態の方の社会参加に資すると見込まれることから、ひきこもりサポーターの活動件数を測定指標とした。		ひきこもり地域支援センター等により相談支援体制が構築されれば、相談件数が増加するため、ひきこもりサポーターによる、面談対応や同行訪問等といった活動の場面が増加することを見込んで目標として設定した。ただし、当指標は、上述のとおり、ひきこもり地域支援センター等による相談支援体制にも影響されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加を目標値とする。	
						—	—	7,296件						
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(5)	ひきこもり支援推進事業 (平成30年度)	1,605百万円	1,605百万円		4,5,7	・ひきこもり当事者やその家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を推進する。 ・より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築することで、相談しやすい環境づくり、孤立しない居場所づくりに寄与するもの。							002717	
		1,142百万円												
(6)	ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度)	125百万円	125百万円		4,5	・ひきこもりに関する理解促進のため、イベントや広報等を支援団体等と協力し、集中的な情報発信活動を実施する。具体的には、多くの方の注目を集めてひきこもりに関する情報を発信するシンポジウムやひきこもり支援者の情報共有・研修を行うサミットの開催、ひきこもり支援ポータルサイトの運営などによる普及啓発・情報発信を予定。 ・ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することに寄与するもの。							001986	
		123百万円												
(7)	ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修 (令和4年度)	22百万円	22百万円		6	・ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けるためには、支援に携わる職員が、ひきこもり当事者とその家族の心情を理解した上で寄り添った支援を行うことが求められる。多様で複合的な課題をもつひきこもり当事者とその家族を地域で孤立させないよう、支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の内容や質の向上を目指す。また、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供を通じ、支援者をフォローアップする。							003087	
		15百万円												
(8)	ひきこもり支援者支援事業 (令和5年度)	13百万円	13百万円		—	・ひきこもり支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。支援者支援を推進することを目的に、オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。 ・より多くのひきこもり支援者がオンラインによるコミュニケーションツールを利用し、悩みなどを共有することで、ひきこもり支援者の負担軽減や課題解決に寄与するもの。							006985	
		12百万円												

達成目標3について												
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○8	中核機関を整備した市町村数 （アウトプット） 出典：成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	－	－	1,741市町村	令和8年度	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	・権利擁護支援に関する業務等の福祉行政は、市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、中核機関の整備・運営による地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要があるため、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難の見込みであるため、残りの計画期間（令和8年度まで）での達成に向けて推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関の看板を掲げていない権利擁護センターを含まないものとしている。
9	意思決定支援研修を実施している都道府県の数 （アウトプット） 出典：成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	－	－	47都道府県	令和8年度	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間（令和8年度まで）での達成に向けて推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実施するものとしている。
10	コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加 （アウトカム） 出典：成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	－	－	950市町村	令和7年度	－	710市町村	790市町村	790市町村	950市町村	・令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修を実施している。 ・研修プログラムの受講を通じて、中核機関の職務に従事する職員や市区町村職員、都道府県職員等の資質向上が、中核機関のコーディネート機能強化に寄与すると考えられることから、コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加をアウトカムとして設定している。	中核機関を整備した市町村数の増加と連動して、当該項目の数値も増加することを見込んで設定した。
11	協議会を設置した都道府県数 （アウトプット） 出典：成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	－	－	47都道府県	令和8年度	－	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	・家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保など広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携や十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県に協議会を設置する必要があることから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間（令和8年度まで）での達成に向けて推進するもの。
（参考指標）						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
12	成年後見制度利用者数					232,287人	239,933人	245,087人	249,484人		成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適當である。 しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。	
	認知症高齢者数					602万人 （推計値）	602万人 （推計値）	602万人 （推計値）	602万人 （推計値）			
	知的障害者（在宅者）数					96.2万人 （推計値）	96.2万人 （推計値）	96.2万人 （推計値）	96.2万人 （推計値）			
	精神障害者（外来患者）数					389.1万人 （推計値）	389.1万人 （推計値）	586.1万人 （推計値）	586.1万人 （推計値）			

達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(9)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業 (令和元年度)	402百万円	780百万円		8,10,11	・ 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後见人、親族後见人への支援体制の強化や適切な後见人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 ・ 中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。	006916			
		361百万円								
(10)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業 (令和元年度)	60百万円	54百万円		9,10	・ 中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 ・ 中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。	002725			
		43百万円								
(11)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談 (令和2年度)	123百万円	106百万円		8,11	・ 任意後見や補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 ・ これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。	002731			
		105百万円								
(12)	成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 (令和4年度 名称変更。令和3年度までは、「成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業」として実施)	25百万円	25百万円		—	・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例の把握や分析等を行うことにより、成年後見制度以外の権利擁護支援策の制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進めることを目的とする。 ・ 第二期計画における「成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実」するための制度設計において、より効果的な権利擁護支援策の事業化・制度化に資する。	002892			
		22百万円								
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		2,938,245,936			2,935,214,148					
施策の執行額(千円)		2,846,070,197								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和6年3月8日		・地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方々や地域社会から孤立している方々など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。 ・成年後見制度の利用促進に向けて、関係省庁と連携し、第二期基本計画の着実な実施に取り組みます。		